

○新見市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例

平成21年6月26日

条例第45号

改正 平成27年3月20日条例第10号

平成28年3月23日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画(以下「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定等の申請をしようとする者から地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の種別及び金額)

第2条 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

(1) 住宅を新築する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が交付する適合証(当該長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。以下この号において同じ。)の提出があった場合は、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

(ア) 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。) 6,100円

(イ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。) 別表第1に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

イ 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。第3号及び第3項において同じ。)(当該長期優良住宅建築等計画に係る住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準のうち設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に適合していることを証するものに限る。次号において同じ。)の写しの提出があった場合は、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

(ア) 一戸建ての住宅 15,800円

(イ) 共同住宅等 別表第1の2に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

ウ 適合証及び設計住宅性能評価書の写しの提出がなかった場合は、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

- (ア) 一戸建ての住宅 46,100円
 - (イ) 共同住宅等 別表第2に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- (2) 住宅を増築又は改築する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 適合証の提出があった場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 一戸建ての住宅 9,300円
 - (イ) 共同住宅等 別表第2の2に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
 - イ 適合証の提出がなかった場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 一戸建ての住宅 70,400円
 - (イ) 共同住宅等 別表第2の3に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 2 法第6条第2項の規定による申出がある場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 前項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について新見市建築確認事務等手数料条例(平成19年条例第16号。以下「建築確認事務等手数料条例」という。)別表1の項、2の項、57の項及び61の項にそれぞれ定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を合算した額
- 3 法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画(法第9条第1項の認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)の変更の認定の申請(次項及び第5項に掲げる申請を除く。)に対する審査については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める額とする。
- (1) 住宅を新築する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 法第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、登録住宅性能評価機関が交付する当該変更の内容に係る適合証(当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)及び設計住宅性能評価書(当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅が同号に掲げる基準のうち設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に適合していることを証するものに限る。以下この号において同じ。)の写しの提出がなかった場合は、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ定める額とする。
 - (ア) 一戸建ての住宅 23,000円
 - (イ) 共同住宅等 別表第2に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表

に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

イ 法第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、設計住宅性能評価書の写しの提出があった場合は、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

(ア) 一戸建ての住宅 7,900円

(イ) 共同住宅等 別表第1の2に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

ウ その他の場合は、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

(ア) 一戸建ての住宅 3,000円

(イ) 共同住宅等 別表第1に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請（次項及び第5項に掲げる申請を除く。）に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 住宅を増築又は改築する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 適合証の提出がなかった場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 35,200円

(イ) 共同住宅等 別表第2の3に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 4,600円

(イ) 共同住宅等 別表第2の2に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

4 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出がある場合の法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査前項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について建築確認事務等手数料条例別表1の項、2の項、57の項及び61の項にそれぞれ定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を合算した額

5 法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 3,000円

6 法第10条の規定による計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査
3,000円

(徴収の時期及び方法)

第3条 手数料は、申請の際に徴収しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、この限りでない。

(手数料の不還付)

第4条 既納の手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第5条 市長は、公益上必要と認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第10号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日条例第15号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

床面積の合計	金額
500m ² 以内のもの	12,300円
500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	21,800円
1,000m ² を超え3,000m ² 以内のもの	31,400円
3,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの	58,800円
5,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	101,200円
10,000m ² を超え20,000m ² 以内のもの	166,900円
20,000m ² を超え30,000m ² 以内のもの	205,300円
30,000m ² を超えるもの	218,900円

備考 この表の床面積の合計は、当該申請に係る共同住宅等が属する一の建築物の床面積について算定する。

別表第1の2 (第2条関係)

床面積の合計	金額
500m ² 以内のもの	58,400円
500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	92,300円
1,000m ² を超え3,000m ² 以内のもの	177,800円
3,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの	300,900円
5,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	466,600円

10,000m ² を超え20,000m ² 以内のもの	844,000円
20,000m ² を超え30,000m ² 以内のもの	1,154,500円
30,000m ² を超えるもの	1,396,700円

備考 この表の床面積の合計は、当該申請に係る共同住宅等が属する一の建築物の床面積について算定する。

別表第2（第2条関係）

床面積の合計	金額
500m ² 以内のもの	108,800円
500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	174,100円
1,000m ² を超え3,000m ² 以内のもの	344,200円
3,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの	616,500円
5,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	1,060,000円
10,000m ² を超え20,000m ² 以内のもの	1,961,200円
20,000m ² を超え30,000m ² 以内のもの	2,802,300円
30,000m ² を超えるもの	3,432,900円

備考 この表の床面積の合計は、長期優良住宅建築等計画の認定の申請の場合にあっては当該申請に係る共同住宅等が属する一の建築物の床面積について、認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請の場合にあっては当該申請に係る共同住宅等が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分）について算定する。

別表第2の2（第2条関係）

床面積の合計	金額
500m ² 以内のもの	18,700円
500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	33,300円
1,000m ² を超え3,000m ² 以内のもの	47,900円
3,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの	89,600円
5,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	154,200円
10,000m ² を超え20,000m ² 以内のもの	254,300円
20,000m ² を超え30,000m ² 以内のもの	312,700円
30,000m ² を超えるもの	333,600円

備考 この表の床面積の合計は、当該申請に係る共同住宅等が属する一の建築物の床面積について算定する。

別表第2の3（第2条関係）

床面積の合計	金額
500m ² 以内のもの	165,700円
500m ² を超え1,000m ² 以内のもの	265,300円
1,000m ² を超え3,000m ² 以内のもの	524,300円
3,000m ² を超え5,000m ² 以内のもの	939,200円

5,000m ² を超え10,000m ² 以内のもの	1,614,800円
10,000m ² を超え20,000m ² 以内のもの	2,987,800円
20,000m ² を超え30,000m ² 以内のもの	4,269,000円
30,000m ² を超えるもの	5,229,700円

備考 この表の床面積の合計は、長期優良住宅建築等計画の認定の申請の場合にあっては当該申請に係る共同住宅等が属する一の建築物の床面積について、認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請の場合にあっては当該申請に係る共同住宅等が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分）について算定する。